

○総務省令第三百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求書様式及び別記何広域連合条例制定

（改廃） 請求書様式中「住所 氏 名 印」を「住所 氏 名」に、

「（住所） 氏 名 印」を「（住所） 氏 名」に改める。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式中「氏 名

「印」を「氏 名」に、「(氏 名) (印)」を「(氏 名)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式中「住所 氏 名 印

」を「住所 氏 名」に、「(住所) (氏 名) (印)」を「(住所) (氏 名) (印)」に改め、同様式備考を次のように改める。

住所) (氏 名)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中「氏名印」を「氏名」に、「（氏名）（印）」を「（氏名）」に改める。

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中「住所 氏名印

」を「住所 氏名」に、「（住所）（氏名印）」を「（住所）（氏名）」に改める。

住所）（氏名）」に改める。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十三条関係）中「氏

名印」を「氏名」に、「（氏名）（印）」を「（氏名）」に改める。

改める。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式及び別記何広域連合事務監査請求書様

式中「住所 氏名印」を「住所 氏名」に、「（住所）（氏名印）」を「（住所）（氏名）」に改める。

氏名印」を「（住所）（氏名）」に改める。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十七条の十四関係）中「氏名印」を「氏名」に、「（氏名）（印）」を「（氏名）」に改める。

別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出書様式（第二十条関係）、別記申請書様式（第二十二條関係）、別記申請書様式（第二十二條の二関係）及び別記申出書様式（第二十二條の三関係）中「印」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名印」を「氏名」に、「（氏名）」を「（氏名）」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「平成何年」を「令和何年」に改める。

第四号様式中「平成何年」を「令和何年」に、「氏名印」を「氏名」に改める。

第五号様式中「平成何年」を「令和何年」に、「氏名印」を「氏名」に改める。

名」に、「(氏 名) (印)」を「(氏 名) (印)」に改め、同様式備考二中「すべての請求代表者」を「そのうち一人以上」に、「記載し、押印をする」を「記載する」に改め、備考二の次に次のように加える。

三 氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

第六号様式及び第七号様式中「平成何年」を「令和何年」に改める。

第八号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、「(氏 名) (印)」を「(氏 名)」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

第九号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十一号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、「(氏 名) (印)」を「(氏 名)」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

第十二号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十三号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、「(氏 名) (印)」を「(氏 名)」に改める。

名) (印)」を「(氏

名)」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること
ができる。